

産山村立産山学園 いじめ防止基本方針

(1) いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(いじめ防止対策推進法 第2条より)

上記の考え方のもと、本学園では全ての学園生と職員が「いじめは、全ての学園生に関する問題であり、いじめの防止等の対策は、全ての学園生が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにするために行う」という基本認識に立ち、「いじめ防止基本方針」を策定した。

(2) いじめの未然防止のための取組

いじめを許さない、見過ごさない集団づくり（絆づくり）につとめる

- ① 道徳の時間を要とする「命を大切にする心」を育む指導プログラム等を通じ、生命の尊さを理解し、かけがえのない自他の生命を尊重できる実践力を持った学園生を育成する。また、いじめや差別は生命に関わる問題であるとの認識を持ち、仲間と共に積極的に解消に立ち向かう子どもを育成する。
- ② 前期課程の児童会活動及び後期課程の生徒会活動を通じて、全ての学園生が主体的に考え判断し、それぞれの役割と責任を分担し、活動を展開することによって自主的・実践的な態度を育てる。同時に、学園運営の一部に参加し、望ましい校風を築く活動や社会的活動（子どもヘルパー活動等）を通して、地域とのつながりや集団生活に必要な道徳心を向上させ、豊かな人間性・社会性を養う。
- ③ 教師一人一人がわかりやすい授業を心がけ、産山型学習の展開と、全職員の研究授業による提案を土台としたUDの視点による授業改善の取組等を通じて、学習に対する達成感、成就感を積み重ねる。
- ④ 児童生徒と向き合う時間の確保
職員が児童生徒を見つめ、児童生徒と向き合う時間を確保するための学校改革を推進し、常に見直し、改善を行う。

(3) いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

- ① いじめの早期発見のために
 - a 「いじめはどの学校でも、どの生徒にも起こりうるものである」という認識に立ち、全職員による日常的な観察を継続する。
 - b 前期課程と後期課程の連携
毎週火曜日の朝会において、配慮を要する児童生徒、気になる児童生徒についての情報を共有するとともに、指導の在り方等についての共通理解を図る。
 - c いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職、教務主任、養護教諭、生徒指導担当、必要に応じて当該学級担任及び該当生徒所属部活動顧問による「いじめ・不登校対策委員会」を開催する。

d 年間3回実施している教育相談に加えて、毎月実施する「生活アンケート」、「心のアンケート」及び「子どものサイン発見チェックリスト（家庭用）」等の各種アンケートを定期的実施し、児童生徒の悩みや人間関係を把握し、いじめの兆候や気になる児童生徒について職員間及びSCやSSW等と情報を共有する。

② いじめの早期解決のために

- a いじめの発見・通報を受けた場合は、学級担任だけで抱え込むことなく、直ちに適切な処置をとり管理職に報告するとともに、校長の指示のもと敏速に支援体制をつくり、組織的に対処し、的確な役割分担で問題の解決にあたる。
- b 情報収集を迅速かつ多方面から綿密に行い、事実確認をした上で、被害を受けている児童生徒を守ることを最優先に考えて対応する。
- c いじめている児童生徒及び傍観者の立場にいる児童生徒に対する指導においても、全職員の共通理解、保護者の協力及び関係機関・専門機関等との連携の下、組織的に対応する。
- d 家庭との連携をより密にし、学園側の取組について情報を伝えるとともに、家庭での様子等についての情報を収集し、指導及び支援に生かす。
- e 学園や家庭以外の相談窓口として「熊本県子どもいじめ相談電話」等の周知を徹底する。

(4) いじめ及び重大事態への対処

① 学校内の組織の設置と調査

重大事態が発生した場合は、校長は村教育委員会に報告するとともに、緊急いじめ・不登校対策委員会を開催し、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

<緊急いじめ・不登校対策委員会>

校長、副校長、教頭、教務主任、養護教諭、生徒指導担当、該当学年担当及び該当部活動担当者、PTA三役員、村教育委員会事務局。状況に応じて、阿蘇教育事務所（学校支援アドバイザー・SSW・SC）、阿蘇警察署で構成

② 調査結果の提供及び報告及び留意事項

- a 学園はいじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等について、適時適切な方法で、経過を報告するとともに村教育委員会及び関係機関等へも迅速に報告し、適切な対処を進める。
- b 児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学園生活を取り戻すための支援につとめ予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

(5) いじめ問題の取組の検証・見直し

いじめ問題の取組等においては、月末に実施する「生活アンケート」、「心のアンケート」をもとにした教育相談と、職員による自己評価及び学校関係者評価等を併せ、定期的な点検し、見直す。

平成30年4月1日策定

令和元年5月7日改訂